

# 社会福祉法人 清和福祉会

## 介護老人福祉施設唐比温泉秀峰荘 重要事項説明書 (R7. 4. 1)

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 施設の内容

#### (1) 施設の名称・所在地

施設名	唐比温泉秀峰荘
指定番号	4271300206
所在地	長崎県諫早市森山町唐比西124番地5
管理者の氏名	林田 孝平
電話番号	0957-36-1777
FAX番号	0957-36-1528

#### (2) 施設の従業者体制 (短期入所生活介護事業所併設 定員合計69名)

介護支援専門員1名、看護職員3名以外は兼務

職 種	従事するサービス種類、業務	配置基準	人 員 (資格)
管理者	業務の一元的な管理	1名	1名 (施設長)
医師	健康管理及び療養上の指導	1名	1名 (嘱託医師)
生活相談員	生活相談及び指導	1名	2名 (介護支援専門員)
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	介護プランの作成	1名	1名 (介護支援専門員)
介護職員	介護業務	23名 [常勤換算]	42名 (介護福祉士 27名) (正看護師 1名) (准看護師 4名)
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理		
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名	2名 (准看護師 1名 PT 1名)
栄養士 (管理栄養士)	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名	2名 (管理栄養士2名)
調理員	調理業務	必要数	6名 (調理師5名)
その他		なし	13名

(3) 設備の概要

定 員	50名			
居 室	2人部屋	1室	静 養 室	1室
	4人部屋	12室		
	合 計	50床	食 堂	3室
浴 室	【2階浴室】		機 能 訓 練 室	3室
	一般浴槽	1		
	特殊浴槽	1	面 会 室	1室
	小浴槽	1		

3. サービスの内容

- (1) 食事 朝食 8:00～9:00  
昼食 12:00～13:00  
夕食 17:15～18:30
- (2) 介護 食事、着替え、排泄及び日常生活に必要なお世話を行います。
- (3) 入浴 最低、週2回入浴可能です。特別浴又は清拭となる場合があります。
- (4) 機能訓練 機能訓練指導員により、入所者の状況に適した機能訓練や介護職員によるレクリエーションを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- (5) 健康管理 協力病院と連携して、健康管理を行います。

4. 利用料金

(1) 基本料金

① サービス利用に係る自己負担額（1割負担の場合）

※ 2割・3割負担の方は、2倍・3倍になります。

介 護 区 分	1日あたりの自己負担額（1割負担の場合）
要介護 1	589円
要介護 2	659円
要介護 3	732円
要介護 4	802円
要介護 5	871円

※ 入所者が入院又は外泊したときは、1月に6日を限度として上記所定単位数に代えて1日につき246円を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は所定単位数を算定します。（1割負担の場合。2割・3割負担の方は、2倍・3倍になります。）

② 食費・居住費

利用者 負担段階	対象者例	一日負担額	
		食費	居住費
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	300円	0円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以下の方	390円	430円
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	650円	430円
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が120万円超の方	1,360円	430円
第4段階	上記以外の方	1,445円	915円

※ 上記対象者例に記載した内容のほか、預貯金等の金額の合計によっても判断されます。

(2) 加算料金等 (1割負担の場合) ※ 2割・3割負担の方は、2倍・3倍になります。

日額加算

		1日あたりの自己負担額 (1割負担の場合)
①	初期加算 (入所後30日間)	30円
②	日常生活継続支援加算	36円
③	夜勤職員配置加算 (I)	22円
④	栄養マネジメント強化加算	11円
⑤	個別機能訓練加算 (I)	12円
⑥	看護体制加算 (I) イ	6円
⑦	看護体制加算 (II) イ	13円

月額加算

		1月あたりの自己負担額 (1割負担の場合)
⑧	個別機能訓練加算 (II)	20円
⑨	褥瘡マネジメント加算	(I) 3円 (II) 13円
⑩	排せつ支援加算	(I) 10円 (II) 15円 (III) 20円
⑪	ADL維持等加算	(I) 30円 (II) 60円
⑫	科学的介護推進体制加算 (II)	50円
⑬	自立支援促進加算	300円
⑭	口腔衛生管理加算 (II)	110円

## 看取り介護加算（Ⅰ）

死亡日	1, 280円/日
死亡日前々日、前日	680円/日
死亡日30日前から4日前	144円/日
死亡日45日前から31日前	72円/日

## 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

※1月につき基本料金(Ⅰ)－①に上記加算①～④を加えたひと月分の料金×14.0%

### (3) その他の費用

- ① 特別な食事を希望された場合は、必要な額。
- ② 個人的な日用品費、医療機関での費用等は自己負担となります。

### (4) 利用料金の減額措置

- ① 所得に応じて負担の軽減が得られる場合があります。市町村（保険者）の窓口でご相談下さい。
- ② 被爆者健康手帳をお持ちの方は介護保険利用料、加算料金が減額または無料になりますので、被爆者健康手帳を提示して下さい。

## 5. 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 他の入所者の迷惑にならないよう、共同生活のルールを守って下さい。
- (2) 施設の機器を勝手に使用したり、損壊させたりしないようお願いします。
- (3) 困った事や、不審に思った事など生じたら、遠慮しないで早めにご相談下さい。

## 6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、防災訓練を定期的に行います。

## 7. 緊急時の対応

入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関への連絡などマニュアルを作成し必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

## 9. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10. 身体拘束の禁止

自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得ます。

## 11. 苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情または相談があった場合は、苦情受付担当者は、状況を詳細に把握する為に状況の聞き取りを実施する。
  - ・ 苦情解決責任者は、把握した状況について対応を検討する。
  - ・ 対応内容に基づき、関係者への連絡調整を行うとともに、対応方法を含めた結果報告を行う。
  - ・ 記録を台帳等に記録し、再発防止に努める。
- (別紙)「苦情解決の手順」をご参照ください。

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者 : 小田 美保子 (介護支援専門員)  
ご利用方法 : 電話 0957-36-1777

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

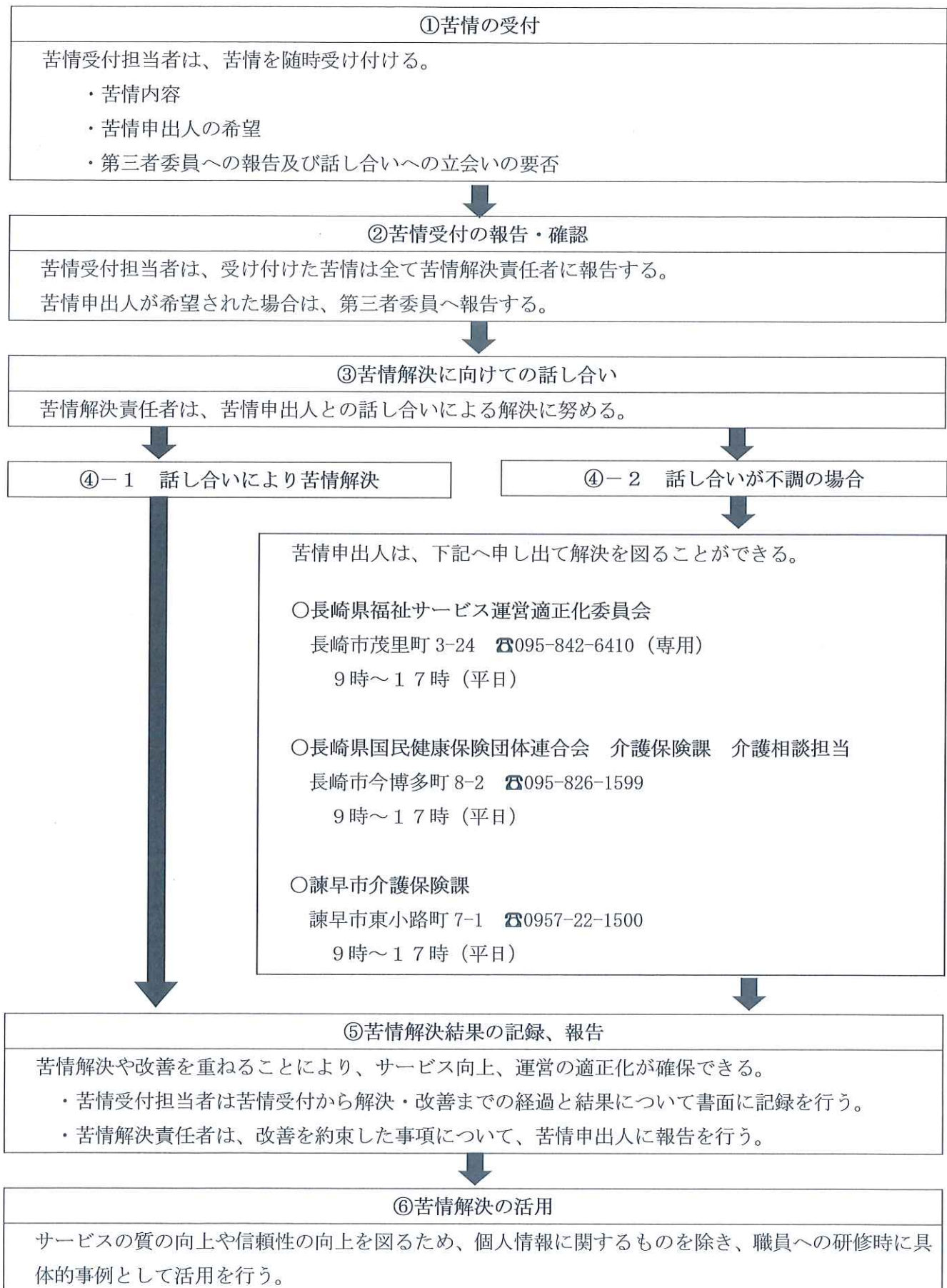
諫早市役所 介護保険課

諫早市東小路町7-1 電話番号: 0957-22-1500

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当

長崎市今博多町8-2 電話番号: 095-826-1599

## 苦情解決の手順



同意書（重要事項説明書）

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの開始に当り、入所者・連帯債務者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 長崎県諫早市森山町唐比西124番地5

事業所名 唐比温泉秀峰荘  
(指定番号：4271300206)

説明者

令和 年 月 日

私は、交付された本書面により、事業所から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住 所

氏 名

※代筆の場合、代筆者を併記してください。

代筆者 氏名 続柄 ( )

代筆理由 \_\_\_\_\_

<連帯債務者兼身元引受人>

住 所

氏 名 続柄 ( )